

学校運営協議会の設置等に関する規則

平成二十七年十二月四日
山口県教育委員会規則第十七号

改正 平成二九年六月二日教委規則第六号

(設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六第一項本文の規定に基づき、山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校ごとに、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置くものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校（法第四十七条の六第二項第一号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）にその旨を通知する。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 法第四十七条の六第二項の任命は、対象学校の校長が推薦した者のうちから行うものとする。

(任期)

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(解任)

第四条 教育委員会は、委員が、その職務の遂行に支障があると

き、その職務を怠ったとき又は委員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解任することができる。

2 対象学校の校長は、委員について前項に該当すると思料するときは、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第五条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に関する議事に参与することができない。

(秘密保持義務)

第七条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第八条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 職員の任用に関する事項を議事とする場合

二 前号に掲げるもののほか、協議会が会議を公開すべきでないとする場合

- 2 会議を傍聴しようとする者は、その旨を会長に申し出なければならぬ。
- 3 傍聴人は、傍聴に当たっては、静粛を旨とし、議事を妨害してはならない。

（法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項）

第九条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項

- は、次に掲げる事項とする。
- 一 経営計画に関する事項
 - 二 組織編制に関する事項
 - 三 予算の編成及び執行に関する事項
 - 四 運営の状況についての評価に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、学校運営について教育委員会が必要と認める事項

（意見の聴取）

第十条 協議会は、法第四十七条の六第六項又は第七項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項）

第十一条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

（情報の提供等）

第十二条 教育委員会は、協議会に対し、その運営について必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

（適正な運営の確保に必要な措置に係る通知）

第十三条 教育委員会は、法第四十七条の六第九項の規定により協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を書面により当

該協議会に係る学校に通知しなければならない。

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の第一条の規定により置かれていた学校運営協議会は、改正後の第一条第一項本文の規定により置かれたものとみなす。